



2020年7月号 (No. 152)

## 目次

1. 標準報酬月額等の等級区分改定
2. 日本の人口推移と高齢労働者について
3. 今年の夏の労災は「マスクによる熱中症」に注意！
4. マイナンバーカード最新動向

### 1. 標準報酬月額等の等級区分改定

厚生年金保険法の第20条において、

-----  
毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、標準報酬月額等の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額等の等級区分の改定を行うことができる。  
-----

とされており、令和2年9月1日から、政令改正により標準報酬月額の上限が引き上げられる予定です。

現行の最高等級：第31級 (620,000円)  
改定後の最高等級：第32級 (650,000円)

標準報酬月額の上限については度々改定されており、平成元年の時点では上限530,000円でしたが、平成16年に現行の最高等級620,000円に改定されており、改定されれば16年ぶりの改定になります。なお、実際に給与から控除される保険料に反映されるのは当月に反映する規定の会社は9月給与の保険料から、翌月に反映する規定の会社は10月給与の保険料から反映されます。また、標準報酬額は受給年金額の計算のベースにもなっており、人によっては将来の受給年金額が増加するケースもあります。

### 2. 日本の人口推移と高齢労働者について

総務省の調査で令和2年5月の日本における総人口は1億2590万人であり、そのうち65歳以上の人口は3592万とされています。

ちなみに、64歳までの人口は前年の同月における人数と比較すると60万人も減少していますが、65歳以上の人口は同じく前年同月よりも30万人も増加しています。

出生数は年々減少しているにも関わらず日本人の平均寿命は世界でも高い水準となっており、少子高齢化へ進むスピードが早くなっています。

働き盛りの若い世代層が薄くなっている昨今の状況にも関わらず、平成30年度末の厚生年金保険の被保険者数は3981万人だったようで、前年度と比較し69万人増加しており、更には10年前と比較すると概算で500万人も増加しているようです。

被保険者数の増加の一つの要因はやはり高齢労働者の雇用確保措置だと思われます。厚生労働省によれば、31人以上規模企業の60歳以上の常用労働者数は387万人と開示され、定年引き上げや再雇用制度導入により高齢労働者数は年々増加しています。令和3年4月から施行となる改正高齢者雇用安定法では、定年年齢70歳まで引き上げが努力義務とされていますが、現時点でのアンケート調査では28.9%の企業が

70歳以上でも働ける制度を持っているとされており、これからもそういった企業は増えていくと思われる。

また、現在60歳から64歳まで支給されている高齢雇用継続給付金は段階的に廃止されます。

具体的には、令和7年度に60歳になる人から半減され令和12年度以降60歳になる人から廃止されます。

これは令和12年に65歳までの雇用確保の経過措置が終了し、希望すれば65歳まで企業で働ける法的な体制が整うからです。

これからの時代、元気なうちは年齢に関係なく現役で働いていくことが求められそうです。

ただ、企業としては雇用形態にかかわらず「同一労働同一賃金」からの公正な待遇をより一層求められ、高齢雇用継続給付金が廃止されると高齢者の収入は減少することになりますので、収入減を企業が補填する場合は人件費が増加することも想定されます。

### 3. 今年の夏の労災は「マスクによる熱中症」に注意！

夏のイベントが無くなってしまった札幌ですが、それでも今年の夏は「平年並か平年より高い気温」と予報されています。

今年は新型コロナウイルスの影響で外出機会が減少し、暑さに体が慣れていない為、例年以上に熱中症への注意が必要です。

マスクをつけたまま働く事が当たり前の中、水分補給といった従来の対策の他、屋外での作業の場合、十分な距離が確保できる時にはマスクを外すなどの対策も効果があります。

勤務中に熱中症にならないためには・・・

1. 屋外で人と十分な距離(2m以上)が確保できる場合、マスクは外しましょう
2. 屋内で周囲の人との距離が十分な場所では一時的にマスクを外しましょう

### 3. マスク着用時は、喉の渇きを感じていなくてもこまめに水分補給をしましょう

熱中症対策気を付けて暑い夏を元気に乗り切りましょう。



### 4. マイナンバーカード最新動向

5月25日からマイナンバー通知カードの新規発行が停止されました。今後、マイナンバーを新しく付与された方、変更された方には「個人番号通知書」が交付されます。

現在通知カードを持っている人はマイナンバーの証明として引き続き使用できますし、マイナンバーカードの発行申請書もそのまま利用できますが、通知カードを紛失した場合は通知カードが再発行されず個人番号通知書が交付されます。

9月からマイナポイントの制度でマイナンバーカードの利用が始まり、来春に健康保険証の機能を持たせることが決まっています。さらに運転免許証の機能を追加する検討が始まっています。

今後こういった機能が盛り込まれるのか注目する必要があります。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス

〒065-8631

北海道札幌市東区北5条東8丁目1番33号

TEL: (011) 351-3010